

## 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日  
委 員 会 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(小委員会)

第 2 条 委員会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 小委員会に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。
- 4 会長及び副会長は、小委員会に属する委員の互選によって定める。
- 5 会長は、その小委員会の会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 小委員会は、会長が招集する。
- 8 小委員会は、小委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 民生委員審査専門分科会   | 定数 10 名以内 |
| (2) 身体障害者福祉専門分科会  | 定数 15 名以内 |
| (3) 児童福祉専門分科会     | 定数 20 名以内 |
| (4) 精神保健福祉専門分科会   | 定数 20 名以内 |
| (5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (6) 介護保険専門分科会     | 定数 35 名以内 |
- 2 第 2 条（同条第 1 項を除く。）の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「小委員会」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。
  - 3 第 1 項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。
  - 4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
  - 5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

第4条 委員会、小委員会及び専門分科会（以下「委員会等」という。）の会議は、これを公開する。但し、委員会等のそれぞれの決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。

但し、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、小委員会及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」とあるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

第6条 委員会に参与を置く。

2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、保健福祉局又は教育委員会において処理する。

2 専門分科会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成13年1月9日委員会決定）

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則（平成13年7月18日委員会決定）

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則（平成15年7月29日委員会決定）

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則（平成17年4月21日委員会決定）

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年10月20日委員会決定）

（施行期日）

- 1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成21年1月28日委員会決定）

## 別 表（第 3 条関係）

### 専門分科会への委任事務

1. 民生委員審査専門分科会
  - ① 民生委員の適否の審査に関すること。  
（社会福祉法第11条第 1 項）
2. 身体障害者福祉専門分科会（社会福祉法第11条第 1 項）
  - ① 身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師の指定の審議に関すること。  
（身体障害者福祉法第15条第 2 項）
  - ② 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定及び取消についての審議に関すること。  
（障害者自立支援法第 59 条、第 68 条）
  - ③ 身体障害者の障害程度の審査に関すること。  
（身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項）
3. 児童福祉専門分科会
  - ① 児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に関すること。  
（児童福祉法第27条第 6 項及び同法施行令第32条）
  - ② 児童虐待事案の検討に関すること。
  - ③ 映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告すること。  
（児童福祉法第 8 条第 7 項）
  - ④ 母子福祉資金貸付金の打ち切りの審議に関すること。  
（母子及び寡婦福祉法施行令第13条）
  - ⑤ 里親の認定についての審議に関すること。  
（児童福祉法施行令第29条）
  - ⑥ 認可を受けない児童のための施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖についての審議に関すること。（児童福祉法第59条第 5 項）
  - ⑦ 児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関すること。  
（児童福祉法第46条第 4 項）
4. 精神保健福祉専門分科会
  - ① 厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関すること。  
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項）
  - ② 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定及び取消についての審議に関すること。  
（障害者自立支援法第 59 条、第 68 条）
  - ③ 精神保健福祉の調査審議に関すること。
5. 市民福祉顕彰選考専門分科会
  - ① 市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。  
（神戸市民の福祉をまもる条例第56条）
6. 介護保険専門分科会
  - ① 介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関すること。
  - ② 介護保険事業計画の策定のための調査審議に関すること。
  - ③ 高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関すること。